

新任監査役、監査委員、監査等委員へ 贈る言葉

学習院大学大学院法務研究科 教授 神作 裕之 (かんさく ひろゆき)

1. 役割と権限

監査役、監査委員、及び監査等委員（以下「監査役等」ということがある）の法的地位や権限には無視し得ない差異がある。しかし、コーポレートガバナンスにおいて次の重要な役割を果たすべきものとされている点で、監査役等の権限は共通している。すなわち、①取締役・執行役の職務の執行を監査し、②監査報告を作成すること、及び③監査の過程で取締役の不正行為やそのおそれ、又は法令・定款違反若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を取締役に報告し、法令・定款違反により会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その行為の差止めを請求したり責任を追及する訴えを提起したりするなど、違法又は著しく不当な行為の防止と是正を行うことである。

取締役・執行役の職務執行の監査対象は業務監査と会計監査である点も共通している。事業年度ごとに作成され、株主や会社債権者等の閲覧等に供される監査報告に記載すべき事項もほぼ同様である。監査役等の業務監査が業務執行の適法性に及ぶことは疑いない。業務執行の

妥当性・適切性については、取締役会の構成メンバーである監査委員・監査等委員の場合には及ぶと解されているのに対し、監査役の場合には消極的な見解が有力である。

また、会計監査人設置会社の場合には、会計監査は専ら会計監査人によって担われ、会計に係る監査報告の記載事項は、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときはその旨及びその理由などに限定されている。会計監査人設置会社には必ず監査役等を設置すべきものとされているが、これは会計監査人による会計監査を有効に機能させるためには、業務執行から距離を置いて業務監査を行う監査役等と会計監査人の協力・協働が不可欠であると考えられたことによる。

2. 非業務執行性と独立性

経営陣の業務執行と会社の計算関係書類を適切に監査するためには、監査役等の非業務執行性と経営陣からの独立性が極めて重要である。会社法は、監査役等と当該会社又はその子会社の取締役・使用人等との兼職を禁止し、監視する者と

監視される者とが一致しないようにし、監査役等の非業務執行性を担保している。さらに、監査役会についてはその半数以上が社外監査役であること、監査委員会・監査等委員会については過半数の委員が社外取締役であることを要するものとし、経営陣からの独立性の確保に配慮している。監査役等は、業務執行から適切な距離を保ち、経営陣からの独立性に常に留意しながら、次に述べる監査役等の善管注意義務に則って監査業務を行う必要がある。

3. 監査役等の行動規範

監査役等の非業務執行性及び経営陣からの独立性は、監査役等が監査機能を発揮するための言わば消極的な要件にすぎない。監査役等には、会社法上、会社に対する善管注意義務が課されており、善管注意義務に則って、1. に述べた監査役等の任務を遂行しなければならない。

業務監査の対象が適法性監査に限定されると解されている監査役についても、取締役の職務の執行を監査する際に、彼（女）らの善管注意義務違反の有無をチェックする必要がある。したがって、妥当性監査にまで業務監査の範囲が及ぶ監査委員・監査等委員の場合と同様に、監査役もまた、取締役の善管注意義務違反の有無や程度に留意しながら監査する必要があり、取締役・執行役の善管注意義務の内容についての的確に理解することが、適切に業務監査を行うための前提になる。取締役・執行役は、各種ステークホルダーの利益を考慮し調整することが

禁止されるわけではもちろんないものの、会社すなわち株主共同の利益の最大化がその善管注意義務の内容であることを銘記すべきであろう。監査役等の監査に際し、経営陣による適切なリスク管理を伴う環境が整備されているかという企業価値の向上の観点に配慮する必要があることは言うまでもない。

監査役等の行動規範に係る重要なソフトローとして、東京証券取引所の有価証券上場規程別添のコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」という）があるほか、日本監査役協会が監査役等の望ましい行動規範を定めた「監査役監査基準」、「監査委員会監査基準」及び「監査等委員会監査等基準」があり、また、「監査役監査実施要領」も策定されている。さらに、新任監査役等向けに、「新任監査役ガイド（第7版）」及び「新任監査等委員ガイド（第2版）」が公表されており、いずれも新任監査役等の行動指針として大いに参考になろう。

4. 情報の収集と利益相反のコントロール

監査役等の監査が実効的になされるためには、適時適切な情報の収集と監査環境の整備が重要である。監査役会には、かつて当該会社の取締役や使用人の地位にあり会社の内部事情に精通していることが想定されている常勤監査役が置かれ、他方、監査委員会と監査等委員会は、内部統制体制を用いて組織監査を実施することが前提とされている。

当該会社及び当該会社をメンバー企業

とする企業集団について、取締役会のみならず重要な社内の会議への出席、文書やメールの自動回付、口頭報告のルール化など、監査に必要な情報を自動的に入手する仕組みの構築と的確な運営がとりわけ重要である。

指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社だけでなく、監査役会設置会社においても、内部統制部門と密接に連携しつつ監査が行われることになろう。内部監査部門の活用という視点から、内部監査部門から経営陣へのレポートラインに加えて監査役等に対する直接のレポートラインを確保し、とりわけ経営陣の関

与が疑われる場合には後者を優先することを定めておくことが望まれる（CGコード補充原則4-13③）。

非業務執行性と経営陣からの独立性を有する監査役等には、特に経営陣と会社や、支配株主と少数株主との間の利益相反に対し適切なコントロールを行うことが期待される。とりわけ、第三者割当増資、敵対的企業買収防衛策の導入と発動、MBO、親会社等との組織再編行為などの構造的な利益相反の局面において、社外監査役・社外取締役への期待が益々高まっており、その期待に応えることが監査役等の重要な任務である。